

上尾市障害福祉施策推進委員会の概要

1 所掌事務

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項（「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」）の規定に基づき、上尾市障害福祉施策推進委員会を設置する。なお、所掌事務は同項中に定めのある事項（【参考】参照）に加え、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する事項も含むものとする。

【参考】障害者基本法第 36 条第 4 項第 2 号・第 3 号

- ②当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- ③当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 上尾市障害者支援計画について

上尾市障害者支援計画は以下の 3 つの計画により構成される。

なお、計画期間については、障害者計画は 6 年間（計画期間の定め無し）、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の指針に基づき 3 年間としている。

○計画の概要

- ①障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく上尾市障害者計画（現計画：第 3 期）

内容 障害者のための施策に関する基本的な計画（当市の障害福祉施策の総合計画）

- ②障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく上尾市障害福祉計画（現計画：第 7 期）

内容 障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（年度ごとの障害福祉サービスの必要量を見込んだもの）

- ③児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく上尾市障害児福祉計画（現計画：第 3 期）

内容 障害児通所給付等の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（年度ごとの障害児通所給付等の必要量を見込んだもの）

○各計画の計画期間

年度 計画名	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年度 (2028 年)	令和 11 年度 (2029 年)
障害者計画	第 3 期					
障害福祉計画	第 7 期			第 8 期		
障害児福祉計画	第 3 期			第 4 期		

上尾市障害福祉施策推進委員会条例

(設置等)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として上尾市障害福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の意見の聴取)

第 2 条 障害者基本法第 11 条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により、市長は、同条第 3 項に規定する障害者計画を策定するに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 9 項の規定により、市長は、同条第 1 項に規定する障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 10 項の規定により、市長は、同条第 1 項に規定する障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、前条各項の規定に基づく意見の聴取を受けたときは、委員による調査審議の結果に基づいて、市長に意見を答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、障害者基本法第 36 条第 4 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事務を処理する。

3 前 2 項に定めるもののほか、委員会は、障害福祉に関する施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 障害福祉に関する事業に従事する者及び障害者団体の代表者

(2) 障害福祉に関係する機関の職員

(3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)